様式第１号

番　　　号

年　月　日

厚生労働大臣　　殿

（都道府県労働局長経由）

補助事業者名

（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付申請書

（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）を下記のとおり実施したいので、これに要する経費として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　国庫補助金申請額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円也

　　　　　　内　高年齢者就業機会確保事業費等補助金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円也

　　　　　　　雇用開発支援事業費等補助金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円也

２　国庫補助金所要額調書（別紙１）

　　３　支出予定額内訳書（別紙２）

　　４　その他参考となる関係書類

当該事業年度の収支予算書、事業計画書、定款（又は寄付行為）、役員名簿、地方公共団体のシルバー人材センター事業に対する補助金等の交付規則（又は交付要綱）及び地方公共団体からの補助金交付決定通知書（写）

様式第２号

番　　　号

年　月　日

厚生労働大臣　　殿

（都道府県労働局長経由）

補助事業者名

（元号）年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）変更交付申請書

　（元号）　　年　　月　　日厚生労働省発職　　　第　号をもって交付の決定を受けた標記補助金について下記のとおり国庫補助の　　　　　　を受けたいので関係書類を添えて提出します。

追加交付

一部取消

記

追加交付

一部取消

　　１　国庫補助金　　　　　　申請額　　　金　　　　　　　円也

　　　　　　　　　　　　　　（変更後交付申請額　金　　　　　　　　円也）

追加交付

一部取消

　　　内　　高年齢者就業機会確保事業費等補助金

　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円也

　　　　　　　　　　　　　（変更後交付申請額　金　　　　　　　円也）

追加交付

一部取消

　　　　 　雇用開発支援事業費等補助金

　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円也

　　　　　　　　　　　　　（変更後交付申請額　金　　　　　　　円也）

２　変更を受けようとする理由

３　国庫補助金所要額変更調書（別紙１）

　　４　支出予定額変更内訳書（別紙２）

様式第３号

厚生労働省発職　　　第　号

（元号）　　年　　月　　日

都道府県労働局長 殿

厚生労働大臣

（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付決定通知依頼書

（元号）　　年　　月　　日　　第　号で提出のあった（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、別表のとおり交付決定したので、平成13年11月1日厚生労働省発職高第170号の別紙「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」様式第４号により貴管下補助事業者に通知されたい。

　なお、この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号）　　年　　月　　日とするので併せて通知されたい。

様式第４号

（文書番号）

　　（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センタ

ー事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業

分）交付決定通知書

補助事業者名

　（元号）　　年　　月　　日　　　第　号で申請のあった（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、（元号）　　年　　月　　日厚生労働省発職　　　　第　号をもって下記のとおり交付決定されたので、同法第８条の規定により通知する。

　（元号）　　年　　月　　日

都道府県労働局長　印

記

１ 補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成13年11月１日厚生労働省発職高第170号の別紙「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第３条に定める事業であり、その内容は、（元号）　年　月　日　　第　号による交付申請書（以下「申請書」という。）のとおりとする。

２　事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときには、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費　　　　金　　　　　　　　円也

内　高年齢者就業機会確保事業費等補助金

金　　　　　　　　　円也

　　雇用開発支援事業費等補助金

金　　　　　　　　　円也

補助金の額　　　　金　　　　　　　　円也

内　高年齢者就業機会確保事業費等補助金

金　　　　　　　　　円也

　　雇用開発支援事業費等補助金

金　　　　　　　　　円也

３ 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、申請書の（別紙１）「国庫補助金所要額調書」のとおりとする。

４ 補助条件は、次のとおりとする。

（1） 補助事業を行う者は、この補助金に係る法令及び交付要綱に従わなければならない。

（2）　補助金の額の確定は、交付要綱第４条に定める交付額の算定方法によるものとする。

（3）　この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号）　　年　　月　　日とする。

（注）　政治資金規正法第22条の３第１項の規定により、国から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされている。

　　　高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）には該当しないおそれがある

様式第５号

番　　　号

年　月　日

厚生労働大臣　　殿

（都道府県労働局長経由）

補助事業者名

（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）事業中止（廃止）承認申請書

（元号）　　年　　月　　日厚生労働省発職　　　第　号をもって交付の決定を受けた標記補助金について事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

１　中止予定期間（廃止予定年月日）

２　中止（廃止）しようとするに至った理由

３　中止（廃止）後の措置

４　添付書類

様式第６号

番　　　号

年　月　日

厚生労働大臣　　殿

（都道府県労働局長経由）

補助事業者名

（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）事業実績報告書

（元号）　　年　　月　　日厚生労働省発職　　　第　号をもって交付の決定を受けた標記事業の実績を下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　国庫補助金精算額　　　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　内　高年齢者就業機会確保事業費等補助金

　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

　　　　　　雇用開発支援事業費等補助金

　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　国庫補助金精算額調書（別紙１）

３　支出済額内訳書（別紙２）

４　高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）事業報告書（別紙３）

５　その他参考となる関係書類

　シルバー人材センター事業に係る当該事業年度の収支決算（見込）書、事業報告書及び地方公共団体からの補助金確定通知書（写）

様式第７号

厚生労働省発職　　第　号

（元号）　　年　　月　　日

都道府県労働局長 殿

厚生労働大臣

（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）確定通知依頼書

　（元号）　　年　　月　　日厚生労働省発職　　　第　号で交付決定した（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）については、（元号）　　年　　月　　日　　第　号をもって提出のあった事業実績報告書に基づき、別表のとおり補助金の額を確定したので、平成13年11月1日厚生労働省発職高第170号の別紙「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」様式第８号により貴管下補助事業者に通知されたい。

様式第８号

（文書番号）

（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）確定通知書

補助事業者名

　（元号）　　年　　月　　日厚生労働省発職　　　第　号で交付決定した（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）については、（元号）　　年　　月　　日　　第　号をもって提出のあった事業実績報告書に基づき、（元号）　　年　　月　　日厚生労働省発職　　　第　　号をもって下記のとおり補助金の額が確定されたので通知する。

　（元号）　　年　　月　　日

都道府県労働局長　印

記

　　　　確定額　　　　　金　　　　　　　円也

内　　高年齢者就業機会確保事業費等補助金

　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円也

　　　　　　　雇用開発支援事業費等補助金

　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円也

様式第９号

厚生労働省発職　　第　　号

（元号）　　年　　月　　日

都道府県労働局長 殿

厚生労働大臣

（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）確定通知及び返還命令依頼書

　（元号）　　年　　月　　日厚生労働省発職　　　第　号で交付決定した（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）については、（元号）　　年　　月　　日　　第　号をもって提出のあった事業実績報告書に基づき、別表のとおり補助金の額を確定したので、平成13年11月1日厚生労働省発職高第170号の別紙「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」様式第10号により貴管下補助事業者に通知されたい。

　なお、この確定額を超えて既に交付されている補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第２項の規定により、（元号）　　年　　月　　日までに返還することを命ずるので、併せて通知願いたい。

様式第１０号

（文書番号）

（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）確定通知及び返還命令書

補助事業者名

　（元号）　　年　　月　　日厚生労働省発職　　　第　号で交付決定した（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）については、（元号）　　年　　月　　日　　第　号をもって提出のあった事業実績報告書に基づき、（元号）　　年　　月　　日厚生労働省発職　　第　号をもって下記のとおり補助金の額が確定されたので通知する。

　なお、この確定額を超えて既に交付されている補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第２項の規定により、（元号）　　年　　月　　日までに下記返還額を返還することを命ぜられたので併せて通知する。

　（元号）　　年　　月　　日

都道府県労働局長　印

記

確定額　　　　　金　　　　　　　　　円也

内　　高年齢者就業機会確保事業費等補助金

金　　　　　　　　円也

　雇用開発支援事業費等補助金

金　　　　　　　　円也

返還額　　　　　金　　　　　　　　　円也

内　　高年齢者就業機会確保事業費等補助金

金　　　　　　　　円也

　雇用開発支援事業費等補助金

金　　　　　　　　円也

様式第１１号

番 　　　号 年　月　日

厚生労働大臣　殿

（都道府県労働局長経由）

補助事業者名

（元号）　　年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）に係る消費税額の確定に伴う報告書

高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱第13条第１項に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく確定額又は事業実績報告額

　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　内　高年齢者就業機会確保事業費等補助金

　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円也

　　　　 雇用開発支援事業費等補助金

　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円也

２　消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額

（要国庫補助金返還相当額）

金　　　　　　　　　　円

　　　　内　高年齢者就業機会確保事業費等補助金

　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円也

　　　　 雇用開発支援事業費等補助金

　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円也

３　添付書類

　　　記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。